

iPS細胞ビジネス協議会規約

第1条(名称)

本会はiPS細胞ビジネス協議会と称する。

第2条(目的)

本会は、株式会社 iPS ポータル(以下「当社」という。)が主催・運営し、「企業と企業」、「企業とアカデミア」のビジネス共同推進を加速させることにより、各社の持つ独自技術を iPS 細胞研究成果の社会還元に向けてビジネス化することを最終的な目標とする。

第3条(事業)

1. 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
 - (1) 情報交換会の開催
 - (2) 講演会の開催
 - (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業
2. 本会の企画、運営、事務管理・経理業務については、全て当社が行う。

第4条(会員)

本会の会員は企業会員およびビジターとする。

第5条(会費等)

1. 本会の会費は、以下のとおりとする。
 - (1) 大企業(前営業年度末において、売上が200億円/年以上または従業員数200名以上の事業者) 一口 6万円/年(消費税別) 登録3名まで
 - (2) 中小企業等会員 一口 3万円/年(消費税別) 登録3名まで
 - (3) ビジター(主に当協議会情報交換会へのスポット参加者。ただし法人所属者に限る。) 1名 10,000円/回(消費税別)
2. 本会の会費支払いは、指定された銀行口座に企業名での振り込みとする。ただし、ビジターは情報交換会当日現金での支払を可能とする。

第6条(入会)

本会に入会を希望する者は所定の入会申込書を本会事務局(事務局は当社内に置く)に提出し、当社の承認を得なければならない。なお、初年度入会費は、承認後速やかに納入することとする。

第7条(会員情報)

1. 会員は、本会への入会申し込み時に、住所、電話番号、当会との連絡を行う担当者その他本会が指定する会員に関する情報(以下「会員情報」という。)を、当社に届けるものとする。
2. 会員は、会員情報に変更があったときは、速やかに当社に対して変更の旨及びその内容を通知するものとする。
3. 当社は、前2項の会員情報を、会員名簿に登録する。なお、会員の下承を得た場合に限り、会員情報のうち企業名のみを、本会の目的に必要な範囲において利用する。

第8条(退会)

1. 会員が退会を希望するときは、退会届を本会事務局に提出する。その場合、既納の会費は返還しない。なお、退会届を提出せず、複数年にわたり会費の支払いを遅滞した会員が会員資格の取り消しを受けた後に復会を希望する場合には、未納入期間分の会費を支払うものとする。

第9条(会員資格の取り消し)

当社は、会員が次の各号のひとつに該当する場合、何ら催告をせずに、当該会員の会員資格を取り消すことが出来る。なお、この場合は会費の返還は行わない。また、この場合、当社が会員の届出住所に会員資格を取り消す旨の書面を発送し、それが通常到達すべき時点において、到達の有無にかかわらず、取り消しの効力が発生するものとする。

1. 会費の支払いを遅滞した場合
2. 会員が本規約に違反した場合
3. 会員が本会並びに当社の名誉を著しく傷つけたと当社が判断した場合
4. 会員が虚偽の事項を登録したことが判明した場合
5. 会員について支払い停止または破産手続・民事再生手続・会社更生手続・特別清算等の開始の申立があった場合
6. 会員が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動党標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること
7. 会員が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかひとつに該当する行為をした場合
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて本会並びに当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - ⑤その他①から④に準ずる行為
8. その他当社が会員として不適当と判断した場合

(26.9.10.案) (27.3.18 修正) (30.3.12 修正)

第10条(会計年度)

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

第11条(規約の変更および本会の終了)

1. 当社は、必要に応じていつでも、本規約を変更することができる。当社が本規約を変更した場合には、その後速やかに、会員に対して届出の連絡先に通知を発送する。
2. 当社は、前条の会計年度終了日から2か月前に、会員届出の連絡先に通知を発送することによって、その会計年度終了日をもって、本会を終了させることができる。この場合、既納の年会費は返還しない。

第12条(合意管轄)

本規約に関する紛争が生じた場合には、京都地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則: この会則は平成25年4月1日より施行する。

本改訂版は平成26年4月1日より施行する。

本改訂版は平成27年4月1日より施行する。

本改訂版は平成30年4月1日より施行する